

随意契約の結果

【令和7年5月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
多摩ニュータウン コンフォール 諏訪（第1次）募集PRに係る写 真撮影等業務	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿 6－5－1	令和7年5月1日	(株)電通 東京都港区東新橋 1－8－ 1	5010401143788	5,753,550円	5,330,050円	92.6%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有する広告代理店に発注することとした。業者の選定にあたっては、企画提案競技方式によるものとし、総合的に最も優れた企画提案を行った会社と会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
横浜ヴェールタワー募集PRに係 る屋外広告等掲出業務（1）	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿 6－5－1	令和7年5月2日	(株)電通 東京都港区東新橋 1－8－ 1	5010401143788	2,116,510円	2,116,510円	100.0%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有する広告代理店に発注することとした。業者の選定にあたっては、企画提案競技方式によるものとし、総合的に最も優れた企画提案を行った会社と会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
多摩ニュータウン コンフォール 諏訪（第1次）募集PRに係るH P制作等業務（2）	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿 6－5－1	令和7年5月15日	(株)電通 東京都港区東新橋 1－8－ 1	5010401143788	9,264,200円	8,699,900円	93.9%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有する広告代理店に発注することとした。業者の選定にあたっては、企画提案競技方式によるものとし、総合的に最も優れた企画提案を行った会社と会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
多摩ニュータウン コンフォール 諏訪（第1次）募集PRに係るハ ンフレット制作業務	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿 6－5－1	令和7年5月15日	(株)電通 東京都港区東新橋 1－8－ 1	5010401143788	3,428,161円	3,331,839円	97.2%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有する広告代理店に発注することとした。業者の選定にあたっては、企画提案競技方式によるものとし、総合的に最も優れた企画提案を行った会社と会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
【URコミュニティ】令和7年度 会議室稼働間仕切設置工事	業務受託者 (株)URコミュニティ 北多摩住まいセンター長 田畑 宏明 東京都立川市曙町 2－3 4－7	令和7年5月2日	三幸(株) 東京都千代田区大手町 2－ 6－2	5010001016816	6,839,360円	6,839,360円	100.0%	当該契約は、センター業務を実施するために使用する事務所内の工事を行う契約である。当該工事業務の履行は事務所の賃貸借契約相手方が指定する者に限られることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				
多摩エリア経営部他立川センター ビル1 4階事務所内清掃業務	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿 6－5－1	令和7年5月12日	オリックス・ファシリ ティーズ(株) 京都府京都市下京区大宮通 仏光寺下る五坊大宮町 9 9	8130001019358	2,785,125円	2,785,125円	100.0%	当該契約は、多摩エリア経営部及びストック再生企画部の業務実施に必要な事務所の清掃を行うものである。当該清掃業務の履行は事務所の賃貸借契約相手方が指定する者に限られることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				